

別添

## 動物用焼却炉保守点検業務仕様書

### 1 業務の名称

動物用焼却炉保守点検業務（以下「本業務」という。）

### 2 業務の場所

番号	施設名称	住所
(1)	鳥取家畜保健衛生所	鳥取県鳥取市国安 210
(2)	倉吉家畜保健衛生所	鳥取県倉吉市清谷町二丁目 132
(3)	西部家畜保健衛生所	鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷 1540-17

### 3 業務期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 20 日まで

ただし、契約期間は契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

### 4 業務内容

鳥取家畜保健衛生所、倉吉家畜保健衛生所及び西部家畜保健衛生所（以下「各家畜保健衛生所」という。）に設置している動物用焼却炉（以下「各焼却炉」という。）について、保守点検（以下「保守点検」という。）を実施する。

#### (1) 機器の概要

番号	施設名称	製造会社	型式	焼却能力	火床面積
1	鳥取家畜保健衛生所	インシナー 工業株式会社	AKS-18S 型	190 k g / 時 間	4.51 m <sup>2</sup>
2	倉吉家畜保健衛生所		特 AK-150 型	160 k g / 時 間	2.56 m <sup>2</sup>
3	西部家畜保健衛生所		特 AK-150 型	150 k g / 時 間	2.56 m <sup>2</sup>

#### (2) 保守点検時期

年 1 回とする。

なお、保守点検の実施日については各家畜保健衛生所の担当者（以下「各担当者」という。）と協議の上、決定するものとする。

#### (3) 保守点検等項目

保守点検等項目は、アからキまでのとおりとする。

なお、保守点検の際に部品の取り替え等を行う場合は、製造会社製の部品と交換すること。

ア 熱電対取替

イ 炉内清掃

ウ 扉パッキン取替

エ 炉内目地補修

オ 外部発錆箇所タッチアップ

カ 各装置動作確認及び調整

キ バーナー分解及び清掃

#### (4) 点検報告書の提出

各年度の保守点検終了後、各焼却炉における点検報告書を作成し、各家畜保健衛生所に印刷物を1部、家畜防疫課に電子データを提出するものとする。

#### 5 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

#### 6 守秘事項等

- (1) 受注者は、本業務における成果物（中間成果物を含む。）を、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。
- (2) 受注者は、本業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) 受注者は、本業務に従事する者並びに7の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、(1)及び(2)の規定を遵守させなければならない。
- (4) 発注者は、受注者が(1)から(3)までの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し、この契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (5) (1)から(4)までの規定は、業務期間の満了後又はこの契約解除後も同様とする。

#### 7 再委託の禁止

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
  - ア 再委託の契約金額が本業務に係る再委託する年度の年度委託料の額の50パーセントを超える場合
  - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合
- (3) 受注者は、(1)の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

#### 8 本業務の調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者の本業務の履行状況について調査し、発注者の職員を立ち合わせ、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

#### 9 点検報告及び検査

- (1) 受注者は、各年度の本業務を完了したときは、当該年度の3月20日までに4の(4)に規定する点検報告書を各家畜保健衛生所及び家畜防疫課に提出し、発注者は、点検報告書を受領した日から10日以内に本業務の完了を確認するための検査を行う。
- (2) 発注者は、(1)の規定に基づき検査を行った結果、本業務を合格と認めるときは、その旨を受注者に通知しなければならない。
- (3) 受注者は、(1)の検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅延なくこれを修補し、

発注者の検査を受けなければならない。この場合においても（２）の規定を準用する。

#### 10 委託料の支払

- （１）受注者は、９（２）の通知を受領した後、速やかに当該年度に係る年度委託料を請求する。
- （２）発注者は、正当な請求書を受領した日から 30 日以内に年度委託料を支払うものとする。
- （３）発注者が、正当な理由なく（２）に規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し政府契約の支払遅延防止法等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息の支払を甲に請求することができる。

#### 11 違約金

発注者は、受注者が 3 に規定する業務期間内に本業務を完了できなかったときは、委託料総額から既完了部分（受注者が既に本業務を完了した部分のうち、発注者が引渡しを受ける必要があると認めたものをいう。）に対する相当額を控除した額に対し、遅延日数に応じ、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）第 120 条の規定により計算した額を、違約金として受注者に請求することができる。

#### 12 個人情報の保護

- （１）受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下、「特記事項」という。）を遵守しなければならない。
- （２）受注者は、7 の規定により本業務を発注者の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して、特記事項を遵守させなければならない。

#### 13 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

#### 14 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。